

# 請負契約書

発注者 \_\_\_\_\_ 様と  
 受注者 株式会社福屋工務店 とは下記の条項に基づいて工事契約を結ぶ。

工事名 \_\_\_\_\_ 様邸  
 工事場所 \_\_\_\_\_  
 工事内容 \_\_\_\_\_  
 工期 着工予定日 \_\_\_\_\_  
 完工予定日 \_\_\_\_\_  
 引渡日 \_\_\_\_\_



請負代金	工事代金	円
	消費税	円
	合計	円

支払方法 発注者は、請負代金を次のように受注者に支払う。

第1回 契約金 \_\_\_\_\_ 円  
 第2回 着手金 \_\_\_\_\_ 円  
 第3回 決済金 \_\_\_\_\_ 円

- 請負代金の合計が100万円以上で現金にてお支払いの場合は、お支払いを3回に分けてそれぞれ次の配分とする。  
 第1回 契約金として請負代金の30%以上、第2回 着手金として請負代金の30%以上、第3回 決済金として残金全て。
- 本書面に署名・捺印後は、上記請負工事契約に伴い、関係資材の発注を行うものとし、お客様のご都合によりキャンセルされる場合は、発注済資材を実費にて精算するものとする。
- 工期の遅れ等(受注者の責めに帰すべき場合を除く)により、契約の目的物の引渡し時点での消費税率が変更になった場合には、変更後の消費税率に基づいて算出される消費税額との差額を決済するものとする。
- 発注者は受注者が工事の全部又は大部分を受注者の指定する指定工事店に一括して委任又は請負することを承諾するものとする。(請負契約約款第3条)
- 発注者から受注者への事前の申出が無い限り、交換又は取り壊した既存の物品は全て廃棄するものとする。
- 工事内容に鍵交換が含まれる場合、セキュリティ連動であるか否かの情報提供を発注者から受注者へ行うものとする。
- 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によるメーカーからの納品遅延により、引渡しの時期を延期せざるを得ない可能性があることを承諾するものとする。
- 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、契約金額が著しく不相当であると認められる場合や予定していた使用材料の納入が困難になったとき、受注者は発注者と協議のうえ工期及び引渡し時期の変更、使用材料の変更をすることができる。
- 前項の場合、受注者は発注者に対し、その理由を明示して、請負代金の変更を求めることができる。
- 上記記載事項以外の事項については工事請負契約約款の定めによるものとする。

以上、この契約の証として、本書式通を作成し、各自、記名、押印の上、各壺通を保有する。

※工事中に撮影した写真等を弊社のホームページ、社内報、チラシ等を実例画像として使用させていただく事を、ご承諾していただきますようお願いいたします。 承諾します 承諾しません

発注者本人の自署

年 月 日  
 〒  
 住所 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 TEL \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印

受注者

#N/A 

#N/A

株式会社福屋工務店

所長 #N/A

## 請負契約約款

### (総則)

第1条 発注者と受注者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

2 この契約書および、添付の御見積書等にもとづいて、受注者は工事を完成し、発注者と受注者は契約の目的物を確認するものとし、発注者は、その請負代金の支払いを完了する。

### (打ち合わせどおりの工事が困難な場合)

第2条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、発注者と受注者が協議して、実情に適するように内容を変更する。

2 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議してこれを定める。

### (一括下請負・一括委任の承諾)

第3条 発注者は受注者が工事の全部又は大部分を受注者の指定する指定工事店に一括して委任または請け負わすことを承諾するものとする。

### (完了確認・代金支払い)

第4条 工事を終了したときは、発注者と受注者は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、発注者は請負契約書 記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。

### (支給材料、貸与品)

第5条 発注者より支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日及び受渡場所は発注者と受注者の協議の上決定する。

2 受注者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については発注者に対し交換を求められることが出来る。

3 受注者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

### (第三者への損害および第三者との紛議)

第6条 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、発注者と受注者が協力して処理解決にあたる。

2 前項に要した費用は、受注者の責に帰する事由によって生じたものについては、受注者の負担とする。なお、発注者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、発注者の負担とする。

### (不可抗力による損害)

第7条 天災その他自然的または人為的な事象であって、発注者・受注者いずれにもその責を帰することのできない事由（以下「不可抗力」という）によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器（有償支給材料を含む）または工用機器について損害が生じたときは、受注者は、事実発生後速やかにその状況を発注者に通知する。

2 前項の損害について、発注者・受注者が協議して重大なもの認め、かつ、受注者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、発注者がこれを負担する。

3 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の発注者の負担額から控除する。

### (契約不適合がある場合の責任)

第8条 目的物に契約不適合がある場合、受注者が契約不適合責任を負うべき期間は、別紙リフォーム工事保証書の無償アフターメンテナンス基準表（戸建、マンション兼用）によるものとする。

### (発見不可能な事由による契約不適合について)

第9条 契約時点で発見不可能な事由により、施工後発生した問題点については、受注者は契約不適合責任を負わないものとする。

### (工事の変更、一時中止、工期の変更)

第10条 発注者は、必要によって工事を追加、変更または一時中止することができる。

2 前項により、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者は発注者に対してその補償を求められることができる。

3 受注者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、発注者に対してその理由を明示して、工期の延長を求められることができる。延長日数は、発注者と受注者が協議して決める。

### (遅延損害金)

第11条 受注者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、発注者は遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

2 発注者が請負代金の支払を完了しないときは、受注者は遅滞日数の1日につき、支払遅滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

### (反社会的勢力からの排除)

第12条 発注者と受注者は、相手方に、次の各号の一にあたる時は、何らの催告をなくして書面をもってこの契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 この場合解除した者は相手方に対して損害の賠償を請求することができる。

### (紛争の解決)

第13条 当事者間に、紛争が生じた時は双方の承認する第三者を選んでその解決を依頼するか、または、建設工事紛争審査会の斡旋または調停によって解決を図る。

### (補則)

第14条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者が誠意をもって協議して定める。

#### クーリングオフについて（説明書）

ご契約をいただきます工事につきましては、この説明書・請負契約約款の内容を十分お読み下さい。

「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合にかぎり、この説明書面受領日から起算して8日以内は、お客様は文書をもって請負契約の解除（これを「クーリングオフ」と呼びます）ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。

但し、次のような場合には、クーリングオフの権利行使はできません。

※お客様が工事建物を営業用に利用する場合や、お客様からのご請求によりご自宅でのお申込みまたはご契約を行った場合等

上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合、当社は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。万一、契約の解除があった場合に、既に商品の引渡が行われている時は、その引取りに要する費用は当社の負担とします。また契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。